

いじめを見逃さない・

風通しのよい学校づくり

～児童が安心して学ぶことができる環境を～

「いじめ防止基本方針」



令和5年4月

かほく市立外日角小学校

— 目 次 —

1	いじめの問題への基本姿勢	1
2	いじめの理解	2
3	いじめの未然防止	5
4	いじめの早期発見	7
5	いじめに対する措置	10
6	インターネットを通じて行われるいじめへの対応	16
7	重大事態への対処	18
8	年間指導計画表	20
	参考資料 主な相談機関の案内	21

1 いじめの問題への基本姿勢

(1) 学校を挙げた積極対応

ア 学校に校長をトップとするいじめ問題対策チームを常設し、「いじめを見逃さない学校」づくりを推進すること

「いじめ問題対策チーム」を常設し、平時からいじめの問題に備えるとともに日々の教職員の見守りを通して、小さな芽のうちに摘み取ること。

イ 警察や児童相談所などの外部関係機関及び家庭や地域との連携を図り、「風通しのよい学校」づくりを推進すること

関係機関等との連携を深め、積極的に外部の人材の活用を進めるとともに、学校側からも積極的に情報を発信するなど、双方向に「風通しのよい」関係をつくること。

ウ いじめの問題に組織的に対応し、児童が安心して学べる環境を整えること

いじめの問題が発生した場合には、関係教職員による個別案件対応班を組織し、役割分担に沿った迅速で的確な対応を行い、いじめの早期解消を図ること。

(2) 平時からの基本姿勢

ア いじめは、「どの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」ものであることを、全教職員が十分認識すること

全ての児童がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして、全員を対象とした事前の働きかけ（未然防止の取組）を行うことが、最も合理的で最も有効な対策であることを認識すること。

イ 「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、学校教育全体を通じて、児童一人一人に徹底すること

いじめられている児童については、学校が徹底して守り通すという姿勢を日頃から示すとともに、いじめている児童については、警察等との連携も含め、毅然とした対応をとることを示すこと。

ウ 児童生徒一人一人を大切にする意識や、日常的な態度が重要であることを教職員自身が認識すること

教職員の言動が、児童に大きな影響力を持つことを十分認識し、いやしくも教職員自身が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないようにすること。

エ いじめが解決したと見られる場合でも、教職員の気づかないところで、陰湿ないじめが続いていることも少なくないことを認識すること

一場面での指導により解決したと即断することなく 継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行うこと。

オ 定期的な調査だけでなく、必要に応じて、きめ細かな実態把握に努め、情報を全職員で共有すること

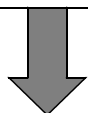
児童が発するサインを見逃さないよう、児童の実態に合わせて調査を実施し、全教職員の共通理解のもと、迅速に対応すること。

2 いじめの理解

(1) いじめを捉える視点 (いじめの定義)

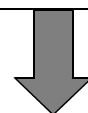
＜平成17年度「問題行動等調査」まで＞

自分より弱い者に対して一方的に、身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているもの。



＜平成18年度「問題行動等調査」より＞

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」とする。



＜平成25年9月28日施行「いじめ防止対策推進法」より＞

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※なお、いじめの起こった場所は学校の内外を問わない。

【留意点】

- ・ 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。
- ・ いじめには、多様な態様があることに鑑み、いじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。
- ・ いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「法」第22条に基づく「いじめ問題対策チーム」を活用して行う。

- ・「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童や、塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人的関係を指す。
- ・「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。
- ・けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童の感じる被害性に着目した見極めが必要である。
- ・行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケース（例えば、インターネット上で悪口を書かれた児童がいたが、当該児童がそのことを知らずにいるような場合など）についても、加害行為を行った児童に対する指導等については、「法」の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。
- ・いじめられた児童の立場に立って、いじめに当たると判断した場合において、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。具体的には、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合については、学校は、行為を行った児童に悪意はなかったことを十分加味したうえで対応する必要がある。

（２）「いじめは笑いに隠される」

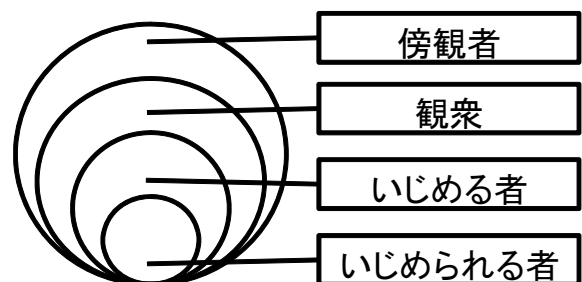
いじめ被害者は、自分がいじめられている（辱められている・貶められている）という事実を認めたくないし、早く逃れたいと願っている。そのため、いじめという行為を”冗談”や”遊び”に転化させたいという気持ちが働き、ひどいことをされても軽微に見せかけようとしたり、笑ったりして、「自分は大丈夫だ」「心配ない」ということを、周囲や自分自身に示そうとする。しかし、このことが逆に、いじめ行為を維持・悪化させることにもなり、教職員によるいじめ発見を難しくさせることがある。

また、加害者から「あれは遊びだった」「あいつも喜んでいた」という逃げ口上を生むことにもなる。さらに、いじめの早期発見ができなかった教職員自身の逃げ口上にもなりえる。

被害者が笑っていた、楽しそうにしていたからといって、「いじめではない」と捉えずに、行為そのもので判断することが大切である。

（３）いじめの四層構造

いじめは、「いじめる者」と「いじめられる者」という二者関係だけで成立しているのではなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在によって成り立っており、傍観者の中からいじめを抑止する「仲裁者」が現れるような学級経営を行うことが大切である。



(4) いじめる心理

いじめの衝動を発生させる原因として、心理的ストレス、集団内の異質な者への嫌悪感情、ねたみや嫉妬感情、遊び感覚やふざけ意識、いじめの被害者からの回避感情などが挙げられる。

(5) 犯罪につながるいじめ

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや児童の生命、身体、又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。

また、「いじめ」という言葉で、その行為が「犯罪」に該当することを見えにくくしている場合があり、児童に対していじめの行為の中に犯罪に該当する行為があることを指導する必要がある。

【いじめの態様】

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

【犯罪に該当する可能性がある行為について】

- ・同級生の腹を殴ったり蹴ったりする → 「暴行罪」(刑法第 208 条)
- ・顔面を殴打しあごの骨を折るケガを負わせる → 「傷害罪」(刑法第 204 条)
- ・学校に来たら危害を加えると脅す → 「脅迫罪」(刑法第 222 条)
- ・断れば危害を加えると脅し、汚物を口に入れさせる → 「強要罪」(刑法第 223 条)
- ・断れば危害を加えると脅し、現金等を巻き上げる → 「恐喝罪」(刑法第 249 条)
- ・教科書等の所持品を盗む → 「窃盗罪」(刑法第 235 条)
- ・暴行又は脅迫を用いて他人の財物を奪い取る → 「強盗罪」(刑法第 236 条)
- ・自転車を故意に破損させる → 「器物損壊罪」(刑法第 261 条)
- ・校内や地域の掲示板に実名を挙げて、気持ち悪い、うざい、などと悪口を書く
→ 「名誉棄損罪」(刑法第 230 条)、 「侮辱罪」(刑法第 231 条)
- ・断れば危害を加えると脅し、性器を触る → 「強制わいせつ罪」(刑法第 176 条)
- ・児童生徒の裸の写真を撮り、インターネット上のサイトに掲載する
→ 「児童ポルノ提供等」(児童買春・児童ポルノ禁止法第 7 条)

3 いじめの未然防止

(1) わかる授業づくり

いじめ加害の背景には 勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人一人を大切にしたい分りやすい授業づくりを進める。

【取組】

- ・ 児童の学習意欲が高まる授業づくり

導入や課題設定の工夫と学び合う場の意図的な設定により、「やってみたい」「考えたい」と意欲的に学習に取り組めるようにする。

- ・ 学習指導の場における積極的な生徒指導

学習指導に際し、児童に自己存在感を与えること、共感的な人間関係を育成すること、自己決定の場を与え自己の可能性の開発を援助することの三つの視点に留意する。

- ・ 「かわり合い・学び合いのある授業」

(聴き合い・話し合い・認め合い・励まし合い・教え合い・練り合い…)

学習過程や学習形態を工夫し、全ての児童が授業に参加できる、授業場面で活躍できるようにする。

- ・ 学校研究の充実

研究授業で指導主事を要請したり、学年会で教材研究の時間を確保したりするなどして授業改善・授業力向上を図る。

(2) 道徳教育や人権教育等の充実

学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実等により、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。

【取組】

- ・ 学校の教育活動全体を通じた道徳教育

道徳教育のねらい（豊かな心を育み、人間としての生き方の自覚を促し、児童の道徳性を育成する）を全教職員で共通理解し、学校の教育活動全体を通じた道徳教育を意図的・計画的に実践する。

- ・ 週案に内容項目を明記し、ねらいを明確にした道徳の授業を実施する。

- ・ 年間指導計画を週案に綴り、終了した内容項目をチェックする。

- ・ 児童にとって魅力的な資料提示となるよう、地域教材の開発や地域人材の活用等を推進し、児童の心に残る道徳の時間を心がける。

- ・ 人権週間に、絵本やその他の資料等を用いて人権に関わる授業を実施する。

(3) 規範意識の育成

校内での規律や授業中の規律を定着させることで、規範意識を醸成するとともに、児童が安心して学ぶことができる環境を作る。

【取組】

- ・ 問題行動への対処

「社会で許されない行為は、学校においても許されない」といった毅然とした指導方針を示し、「社会の一員」としての責任と義務を指導する。

- ・ **基本的な生活習慣の定着や学習に必要な力の向上のために**

毎月、生活目標や「聴く」「話す」ことに関する学習目標を設定する。学級ごとに具体的な目標を定め、ふり返りや評価活動を取り入れる。学校全体として月末に目標の達成度をふり返る場を設けることで、児童の意識が高まるようにする。

(4) 児童会等が中心となって自己有用感や自己肯定感を育む取組

ねたみや嫉妬などいじめにつながりやすい感情を減らすために、全ての児童が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての児童に提供し、児童の自己有用感が高められるよう努める。

【取組】

- ・ 運動会、6年生を送る会等でより多くの児童に役割を与える。
- ・ 児童会の委員会活動等を充実させる。
- ・ なかよしグループ活動を通して、児童同士の交流を広めたり、深めたりする機会を持つ。そして、異学年等の交流を通じ、「お世話される体験」と成長したあとに「お世話する体験」の両方を経験し、自己有用感や自ら進んで他者と関わろうとする意欲などを培う。
- ・ 体力づくりの取り組みとしてスポチャレいしかわに参加し、個人又は小グループで力を合わせて、困難な状況を乗り越えるような体験の機会を意図的に設け、児童生徒の自己肯定感を高める。
- ・ 生活目標を意識した委員会活動を行う。

(5) 体験活動を取り入れた取組

ボランティア活動や自然体験、異年齢集団での活動などを通じて、素直に感謝の気持ちを表したり、他人を思いやる心を育んだりするなど、心の通じ合うコミュニケーション能力を育む。

【取組】

- ・ 宿泊体験学習（高学年）で、さまざまな自然に触れたり普段の学校生活ではなかなかできないような体験活動に取り組んだりする。
- ・ 「新一年生を迎える会」や「なかよし遠足」、「なかよし掃除（縦割りグループによる掃除）」など、異学年集団での活動を取り入れる。

(6) 家庭や地域と連携した取組

児童だけではなく、家庭や地域と協力して「いじめを見逃さない・風通しのよい学校づくり」に取り組む。

【取組】

- ・ **非行・被害防止講座の実施**

保護者や地域の人々を対象に開催し、「ネットいじめ」の事例などをもとに、いじめの問題に対する理解を深めるとともに、家庭や地域で果たすべき役割等について考える機会とする。

- ・ **家庭や地域からの情報収集**

積極的に保護者からの相談を受け入れる体制や、地域の防犯協議会などへ参加して地域の方から通学時の様子を寄せてもらえる体制を構築する。

4 いじめの早期発見

(1) 小さなサインを見逃さない取組

- ・日頃から児童の見守りや信頼関係の構築に努める。
- ・児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- ・教職員相互が積極的に児童の情報交換を行い、情報を共有する。

(2) 定期的なアンケート調査の実施

- ・児童の実態に応じて、定期的にいじめに関するアンケート調査を実施する。
- ・アンケートの実施に当たっては、学期末に家庭へ持ち帰って実施するなど工夫し、児童にとっていじめを訴えやすい体制を整える。

(3) 教育相談体制の充実

- ・アンケート調査をもとに、定期的な教育相談を実施する。
- ・児童及び保護者、教職員が抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備する。
- ・保健室や相談室の利用、電話相談窓口について広く周知する。
- ・スクールカウンセラー等外部人材の効果的な活用を図る。

(4) 学校で分かるいじめ発見のポイント

ア いじめられている子どもが学校で出すサイン

※印 無理にやられている可能性のあるもの

発見の機会	観 察 の 視 点 (特に、変化が見られる点)
朝 の 会	○遅刻・欠席が増える ○始業時刻ぎりぎりの登校が多い ○表情が冴えず、うつむきがち ○出席確認の声が小さくなる
授業開始時	○忘れ物が多くなる ○涙を流した気配が感じられる ○用具、机、椅子等が散乱している ○周囲が何となくざわついている ○席を替えられている ○一人だけ遅れて教室に入る
授 業 中	○正しい答えを冷やかされる ○グループ分けで孤立することが見られる ○発言に対し、しらけや嘲笑が多い (机を合わせないなど) ○保健室によく行くようになる ○ひどいアダ名で呼ばれる ○責任ある係の選出の際、冷やかし半分に名前が挙げられる ※不まじめな態度で授業を受ける ※ ふざけた質問をする ※テストを白紙で出す
休み時間	○一人でいることが多い ○集中してボールを当てられる ○わけもなく階段や廊下等を歩いている ○遊びの中で、いつも同じ役をしている ○用もないのに職員室等に来る ○遊びの中で孤立しがちである ○プロレスごっこで負けることが多い ※ 大声で歌を歌う ※ 仲良しでない者とトイレに行く

給食時間	○食べ物にいたずらをされる ○嫌われるメニューの時に多く盛られる ○グループで食べる時、席を離している ○その子どもが配膳すると嫌がられる ※好きな物を級友に譲る
清 掃 時	○目の前にゴミを捨てられる ○最後まで一人です ○椅子や机がぽつんと残る ※さぼることが多くなる ※人の嫌がる仕事を一人です
放 課 後	○衣服が汚れたり髪が乱れたりしている ○用事がないのに学校に残っている日がある ○顔にすり傷や鼻血の跡がある ○部活動に参加しなくなる ○急いで一人で帰宅する ※他の子の荷物を持って帰る

イ いじめている子どもが学校で出すサイン

発見の機会	観 察 の 視 点（特に、変化が見られる点）
休み時間	○嫌な事を言わせたり触らせたりしている ○移動の際など、自分の道具を持たせたりしている ○ケンカをするように仕向けている ○平気で蹴ったり、殴ったりしている
給食時間	○配膳させたり、後片付けさせたりしている ○自分の好きな食べ物を無理やり奪う ○自分の嫌いな食べ物を押しつける
清掃時間	○雑巾がけばかりさせている ○雑巾を絞らせている ○机をわざと倒したり、机の中の物を落としたりする
放課後	○自分の用事に付き合わせる ○違う部活動なのに待たせて一緒に帰る

ウ 注意しなければならない児童の様子

様 子 等	観 察 の 視 点（特に、変化が見られる点）
動作や表情	○活気がなく、おどおどしている ○視線を合わさない ○教師と話すとき不安な表情をする ○寂しそうな暗い表情をする ○手遊び等が多くなる ○委員を辞める等やる気を失う ○独り言を言ったり急に大声を出したりする ※言葉遣いが荒れた感じになる
持ち物や 服装	○教科書等にいたずら書きされる ○刃物等、危険な物を所持する ○服装が乱れたり破れたりしている ○持ち物、靴、傘等を隠される

そ の 他	○日記、作文、絵画等に気にかかる表現や描写が表れる ○教材費、写真代等の提出が遅れる ○教科書、教室の壁、掲示物等に落書きがある ○飼育動物や昆虫等に残虐な行為をする ○インターネットや携帯電話のメールに悪口を書き込まれる ○下足箱の中に嫌がらせの手紙等が入っている ○SNSのグループから故意に外される ※校則違反、万引き等の問題行動が目立つようになる
--------------	--

＊SNS：ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略。（インターネット上で気軽に交流できるコミュニティサイト）「情報モラル指導者研修ハンドブック」より）

（５）家庭で分かるいじめ発見のポイント

ア いじめられている子どもが家庭で出すサイン

- 衣服の汚れが見られたり、よくけがをしたりしている。
- 風呂に入りたがらなくなる。（殴られた傷跡等を見られるのを避けるため）
- 買い与えた学用品や所持品が紛失したり、壊されたりしている。
- 食欲がなくなったり、体重が減少したりする。
- 寝付きが悪かったり、夜眠れない日が続いたりする。
- 表情が暗くなり、言葉数が少なくなる。
- いらいらしたり、おどおどしたりして、落ち着きがなくなる。
- 部屋に閉じこもることが多く、ため息をついたり、涙を流したりする。
- 言葉遣いが荒くなり、親やきょうだいに反抗したり、八つ当たりしたりする。
- 親から視線をそらしたり、家族に話しかけられることを嫌がったりする。
- ナイフ（刃物）などを隠し持つことがある。
- 登校時刻になると、頭痛、腹痛、吐き気などの身体の不調を訴え、登校を渋る。
- 長期休業明けの新学期当初や連休明けの週初めに登校を渋る。
- 転校を口にしたたり、学校をやめたいなどと言い出したりする。
- 家庭から品物やお金を持ち出したり、余分な金品を要求したりする。
- 親しい友人が家に来なくなり、見かけない者がよく訪ねてくる。
- 不審な電話や、嫌がらせの手紙が来る。友人からの電話で、急な外出が増える。
- 自己否定的な言動が見られ、死や非現実的なことに興味をもつ。
- 投げやりで、集中力がわからない。些細なことでも決断できない。
- ゲーム機などに熱中し、現実から逃避しようとする。

イ 「ネットいじめ」にあっている子どもが家庭で出すサイン

- パソコンや携帯電話等を頻繁にチェックする 又は 全く触れようとしなくなる。
- 親が近づくと画面を切り替えたり、隠そうとしたりする。
- インターネットを閲覧した後に、動揺しているような行動をとる。
- 携帯電話等の着信音に、怯えるような態度をとる。
- 電話やメールの受信後に、そっと一人で出かけようとする。

5 いじめに対する措置

(1) いじめに対する組織的対応

いじめの防止等のため、「外日角小学校いじめ防止基本方針」に基づき、「いじめ問題対策チーム」を中核として、校長の強力なリーダーシップの下、一致協力体制を確立し、かほく市教育委員会とも適切に連携のうえ、学校の実情に応じた対策を推進する必要がある。

また、当該チームは、基本方針の策定や見直し、いじめの取組が計画どおりに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、いじめの防止等の取組についてPDCAサイクルで検証を担う役割がある。

① いじめ問題対策チーム（常設）について

ア 目的

いじめ問題の早期発見・早期対応に向け、平時からいじめ問題に備え、いじめ問題の発見時には、迅速かつ積極的な対応を行う。

イ 構成

- i) 校長をトップに、教頭、教務主任、生徒指導主事、教育相談担当者、養護教諭、学級担任等とする。また、いじめ対応アドバイザーやスクールカウンセラー、生徒指導サポーター等の必要と思われる外部人材を加え構成する。
- ii) 校務分掌においては、従来の生徒指導部会等からは独立し、委員会扱いとして組織図に位置づける。

ウ 機能・役割

- i) いじめを見逃さない学校づくりの推進
 - ・ いじめの早期発見の観点から朝の会や帰りの会の観察を強化するとともに、授業時間、休み時間や放課後の定期的な校内巡視を実施し、情報の交換・共有を行う。
 - ・ いじめアンケート調査や個人面談の内容や方法の検討及び結果の分析について吟味を行い、見落とし・見誤りのない適切な認知を図る。
 - ・ 学校におけるいじめ相談窓口を設置し児童、保護者等に周知し利用を促す。
 - ・ いじめの構造やいじめ発見のチェックポイントなど教職員の理解を深める。
 - ・ 職員会議や児童理解の会において、いじめアンケートの結果を報告し、学校内におけるいじめの有無やいじめ案件の対応の状況を全職員に周知する。
- ii) 学校や教職員のいじめ問題への対応力向上
 - ・ 事例等を活用し、いじめ問題対応のシミュレートやロールプレイなどを通じて、児童への事情聴取や保護者への説明、協力依頼の進め方についてスキル向上を図る。
 - ・ いじめに関する研修資料や各種情報の収集・提示を行い、教職員のいじめ問題への理解を深める。
 - ・ いじめ対応アドバイザーの派遣を要請し、学校に必要な指導・助言を仰ぎ、個別案件の対応に活用する。

- iii) 「外日角小学校いじめ防止基本方針」の策定並びに教職員及び児童・保護者、地域に対する周知
 - ・「外日角小学校いじめ防止基本方針」の作成・見直しを行い、ホームページへの掲載等を通じて、保護者・地域住民に対していじめ問題への学校の基本姿勢の理解と協力を得る。
 - ・児童会が主体となった「いじめを見逃さない学校づくり」の一層の推進を図る。
- iv) 家庭や地域、関係機関との日常的な情報交換による「風通しのよい学校」づくりの推進
 - ・家庭や地域からの情報提供について相談窓口を設置し、これを周知する。
 - ・PTAや関係機関等の担当を定め、日常的な情報交換により相談しやすい関係を構築する。
- v) SC（スクールカウンセラー）やSSW（スクールソーシャルワーカー）、関係機関等と連携したいじめ問題への対応
 - ・加害者の抱えている問題、場合によってはその保護者の抱えている問題に対して、SCやSSWを活用し、第三者的な視点からのアプローチを工夫する。
 - ・学校と警察の相互連絡制度（「いしかわS & Pサポート制度」）の適切な活用や町の少年補導センター、県警少年サポートセンターなどとの連携を図る。
 - ・医療機関、児童福祉施設、児童相談所、地方法務局、警察など、加害者及びその保護者の抱える問題から、適切な関係機関との連携を進め、加害者の立ち直りを支援する。
- vi) いじめ問題発生時における個別案件対応班の編制と指示
 - ・個別案件対応班の設置
 - ・情報の収集と整理
 - ・いじめ対応アドバイザーの派遣要請
 - ・かほく市教育委員会、関係機関への協力要請
 - ・個別案件対応班への指示・助言

※ いじめ問題対策チームを「常設する」とは、
 会合の定期的開催を増やすということではなく、日常的にいじめに関する情報が教職員間で交換・共有されている状態を指す。
 そのために、校長等管理職に教職員や児童の声が届く仕組みを整え、教職員全員がいじめ問題について正しい理解や鋭い感覚をもち、**常にいじめ問題に即応できる体制を維持すること。**

② 個別案件対応班について

ア 目的

いじめ問題に対し、学級担任の抱え込みや一部教職員の過重負担を回避し、複数教職員による役割分担に沿った適切な対応を行うことで早期解消を図る。

イ 構成

- i) 当該児童の学級担任、いじめ問題対策チームの一部構成員を加えて組織する。

ii) いじめ対応アドバイザーやスクールカウンセラーを要請した場合には、それらが加わることもある。

iii) いじめ事案1件ごとに組織することを基本とする。

ウ 機能・役割

i) 情報を詳細に収集・共有し、いじめ問題対策チームに報告する。

ii) 具体的な対応策を検討し、役割分担を明確にする。

iii) 役割分担に沿った対応を進める。

iv) 事態の進捗状況をいじめ問題対策チームに報告し、指示を受ける。

v) 対応策について吟味し、必要に応じて再検討を行う。

vi) 対応の結果について整理し、記録に残す。

③ いじめ対応アドバイザーの活用について

ア 目的

教員経験者、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、警察官経験者など外部専門家等の派遣を要請し、学校におけるいじめ問題への対応力向上を図る。

イ 活用例

i) 平時におけるいじめ問題対策チームに対する指導・助言

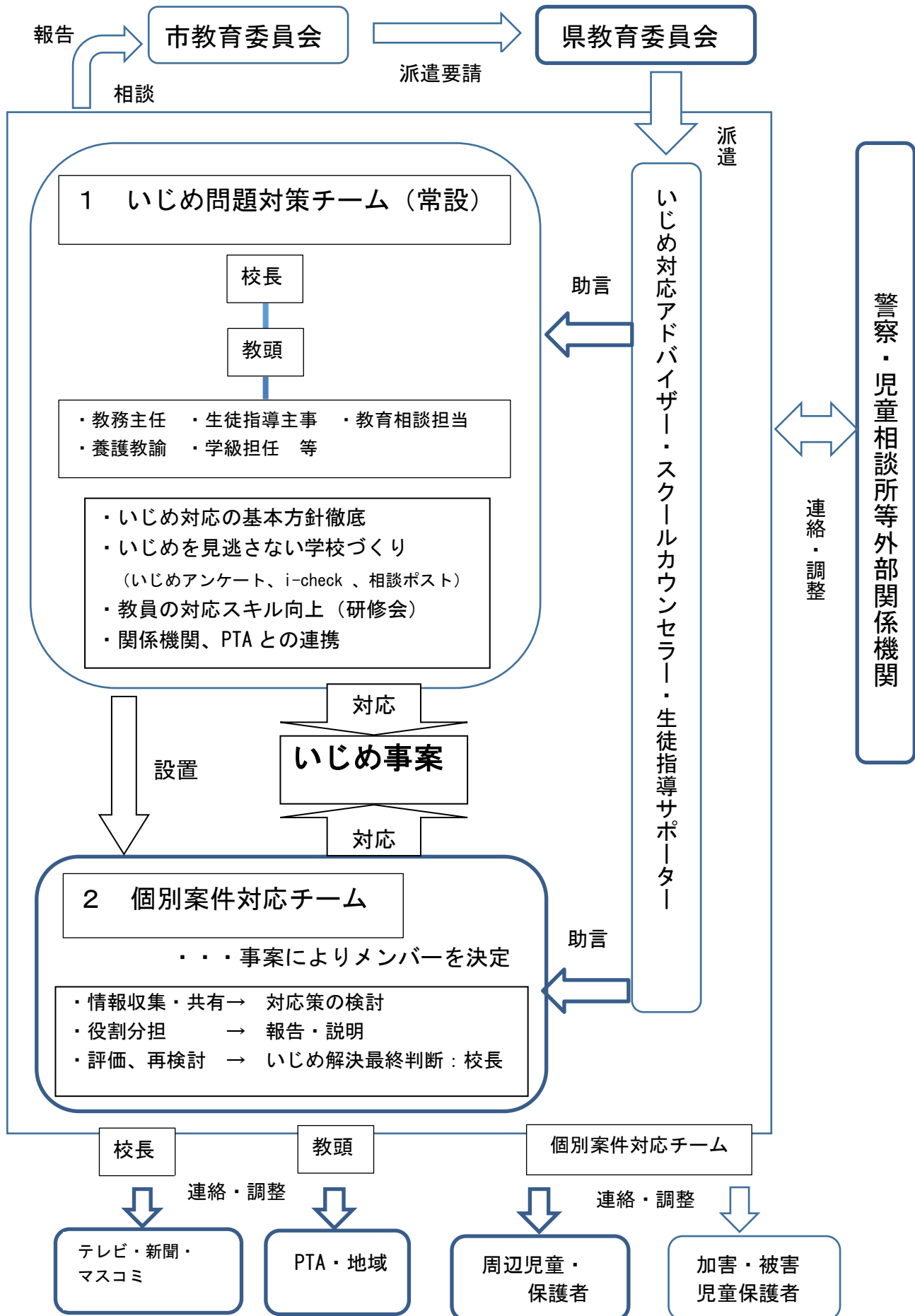
ii) いじめ問題発生時の個別案件対応班における対応に関する指導・助言

- ・ 具体的対応策に関する指導・助言
- ・ 警察、児童相談所等の外部関係機関との連絡・調整
- ・ 心理的、医療的ケアが必要な場合の専門家による助言

iii) いじめ問題に関する研修講師

④ いじめ問題に対する校内組織体制整備（次ページ）

いじめ問題に対する組織体制



(2) 子どもや保護者への対応

ア いじめられている子どもへの対応

【学校】

- ・いじめられている子どもを必ず守り通すという姿勢及び安全・安心を確保するための具体的な対応を明確に示し、安心させるとともに、教職員の誰かが必ず相談相手になることを理解させる。
- ・決して一人で悩まずに、友人や保護者、教職員等誰かに相談すべきことを十分指導する。
- ・いじめの事実関係を正しく把握することが必要であるが、その場合、冷静に、じっくりと子どもの気持ちを受容し、共感的に受け止め、心の安定を図る。
- ・いじめた子どもの謝罪だけで、問題が解決したなどという安易な考えを持たずに、その後の行動や心情をきめ細かく継続して見守る。
- ・子どもの長所を積極的に見つけ、認めるとともに、自ら進んで取り組めるような活動を通して、やる気を起こさせ、自信を持たせる。
- ・いじめられている子どもを守り通すとの観点から、場合によっては、緊急避難としての欠席や転校措置等、保護者と相談しながら弾力的に対応する。

【家庭】

- ・子どもの様子に十分注意して、子どものどんな小さな変化についても気かけ、何かあったら学校に相談し、協力していく。
- ・子どもの長所を積極的に見つけ、認めるとともに、家族にとってかけがえのない存在であることを理解させ、自信を持たせる。
- ・必ず守り通すという姿勢を明確に示し、安心させるとともに、本人の話を冷静に、じっくりと聞き、子どもの気持ちを受容し、共感的に受け止め、心の安定を図る。

イ いじめている子どもへの対応

【学校】

- ・頭ごなしにしかるのではなく、いじめられた児童の心理的・肉体的苦痛を十分理解させ、いじめが人間として絶対許されない行為であることを理解させる。
- ・当事者だけでなく、いじめを見ていた子どもからも詳しく事情を聴き、実態をできるだけ正確に把握する。
- ・集団によるいじめの場合、いじめていた中心者が、表面に出ていないことがあるため、いじめの集団内の力関係や一人一人の言動を正しく分析して指導する。
- ・いじめた子どもが、どんなことがいじめであるのか分かっていない場合も考えられるので 自らの行為がいじめに当たることを十分に理解させたいうえで指導に当たる。
- ・いじめの態様によっては、犯罪に当たる場合があることを十分に理解させる。
- ・いじめた子どもの不満や充足感を味わえない心理等を十分理解し、学校生活に目的を持たせ、人間関係や生活体験を豊かにする指導を根気強く、継続して行う。
- ・いじめた子どもの立ち直りに向けて 保護者と話し合う時間を大切にするとともに、必要に応じて関係機関を紹介するなど、適切に対応する。
- ・保護者に対して、いじめの事実と指導内容や指導後の本人の様子などを明確に伝え、協力して見守っていくことを共通理解する。
- ・いじめが解決したと見られる場合でも、教師の気付かないところで陰湿ないじめが続いていることも少なくないので、そのときの指導によって、解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。

【家庭】

- ・ いじめは絶対に正当化できないものであるという毅然とした姿勢を示すとともに、本人に十分言い聞かせる。
- ・ 子どもの変容を図るために、子どもとの今後の関わり方や家庭教育の見直し等について、本人と保護者が一緒に考える。

ウ いじめが起きた集団への働きかけ

- ・ いじめを見ていた児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえば、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
- ・ はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- ・ 学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。

エ いじめられている子どもの保護者への対応

- ・ いじめの訴えはもちろんのこと、どんな些細な相談でも真剣に受け止めて、誠意ある対応に心がける。
- ・ 家庭訪問をしたり、来校を求めたりして話し合いの機会を早急に持つ。その際、不安と動揺の心で来校する保護者の気持ちを十分に受け止めて、対応策について協議する。また、学校として、いじめられている子どもを守り通すことを十分伝える。
- ・ いじめについて、学校が把握している実態や経緯等を隠さずに保護者に伝える。
- ・ 学校での様子について、その都度家庭に連絡するとともに、必要に応じ個別の面談や家庭訪問を行うなど、解決するまで継続的に保護者と連携を図る。
- ・ 必要な場合は、緊急避難としての欠席も認めることを伝える。
- ・ 家庭においても子どもの様子に十分注意してもらい、子どものどんな小さな変化についても学校に連絡してもらうように要請する。

オ いじめている子どもの保護者への対応

- ・ いじめの事実を正確に伝え、いじめられている子どもや保護者の、辛く悲しい気持ちに気付かせる。
- ・ 教師が仲介役になり、いじめられた子どもの保護者と協力して、いじめを解決するため保護者同士が理解し合うように要請する。
- ・ いじめは絶対に正当化できないものであるという毅然とした学校側の姿勢を示すとともに、家庭でも十分言い聞かせてもらうよう要請する。
- ・ 子どもの変容を図るために、子どもとの今後の関わり方や家庭教育の見直し等について、本人や保護者と一緒に考え、具体的に助言する。

6 インターネットを通じて行われるいじめへの対応

(1) 「ネットいじめ」の特徴について

- ・不特定多数の者から、絶え間なく誹謗・中傷が行われ、被害が短期間で極めて深刻なものになる。
- ・匿名性から、安易に誹謗・中傷の書き込みが行われるため、誰もが簡単に被害者にも加害者にもなる。
- ・インターネット上に掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗・中傷の対象として悪用されやすい。
- ・インターネット上に一度流失した個人情報等は、回収することが困難となるとともに、不特定多数の他者からアクセスされる危険性がある。
- ・保護者や教師などの身近な大人が、子どもの携帯電話等の利用の状況を把握することが難しい。
- ・子どもの利用しているサイトなどを詳細に確認することが困難なため、いじめの実態の把握が難しい。
- ・パスワード付きサイトやSNS、グループチャット、携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく発見しにくい。
- ・グループチャット機能のあるアプリを使用している場合に、グループから外されるという行為が散見される。

(2) 「ネットいじめ」の未然防止・早期発見について

- ・早期発見の観点から、石川県教育委員会の学校ネットパトロールと連携を取り、インターネット上のトラブルの早期発見に努める。
- ・児童が悩みを抱え込まないよう、学校内に児童が相談しやすい環境を作ることが重要である。また、地方法務局におけるインターネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組についても周知する。
- ・学校や地域の実態及び児童の発達の段階に応じた情報モラル教育を推進する必要がある。
- ・「ネットいじめ」について、教職員自身が理解するとともに、保護者においてもこれらについての理解を求めていくことが必要である。
- ・インターネットの利用に関する親子のルール作りや児童同士のルール作りを推進する。
- ・保護者は、防災・防犯その他特別な目的のために使用する場合を除き、小中学生には携帯電話等を所持させないよう努める。
- ・保護者は、児童に携帯電話等を所持させる場合には、フィルタリングサービスの利用を徹底するよう努める。

(3) 「ネットいじめ」の対応について

- ・「ネットいじめ」の対応に当たっては、その性質上、より速やかで適切な対応が求められる。また、保護者や関係機関との連携が重要である。
- ・グループチャット機能を使用した仲間はずしなどのいじめについては、被害児童及び加害児童双方から、十分な聞き取りを行い、事実関係を明らかにするとともに、相手の立場に立って考えさせる指導が重要である。
- ・インターネット上の不適切な書き込み等については、一旦保存した上で、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。

- ・名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。なお、必要に応じて警察や地方法務局の協力を求める。
- ・児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

(4) 削除依頼等の手順について

・事実の確認

被害者本人及び保護者の了解のもと 発見の経緯 書き込み者の心当たりの有無、保護者への相談状況 他の児童生徒の認知状況等を確認し 実態を把握する。なお、書き込みのあった掲示板等のアドレスを控え、書き込み内容は保存しておく。

・対応方針の検討

把握した実態に対し、校長の指示のもと組織的に対応する。その際、被害者本人及び保護者の心情にできる限り配慮する。

・児童への対応

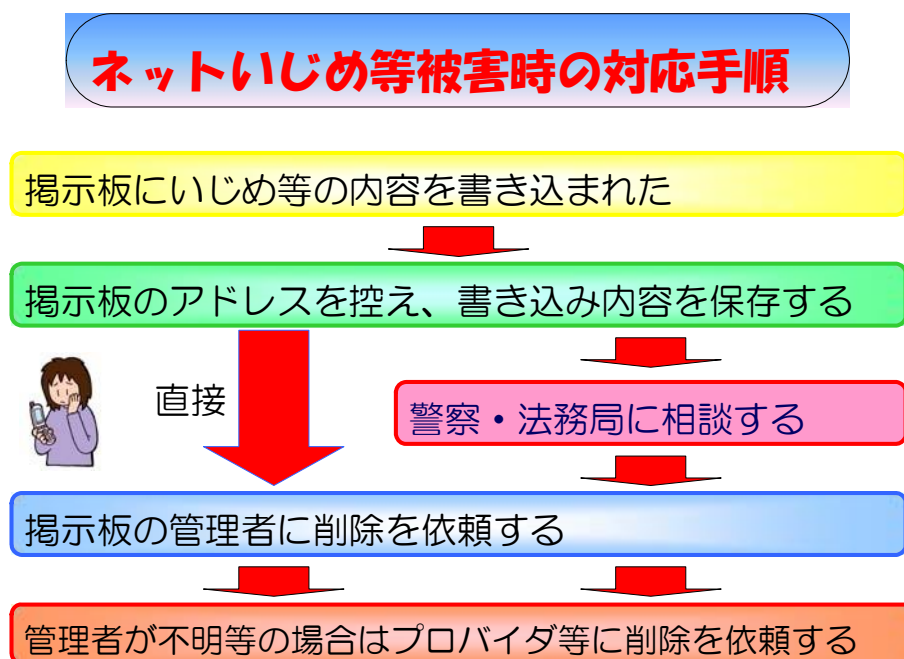
被害者本人への対応（不安の共感的理解）、加害者への対応（書き込み者が特定されている場合）、当事者以外の児童への指導（必要と判断した場合）等について、インターネット上の対応と平行して行う。

・インターネット上の対応

書き込み者が特定できた場合には、当該児童に書き込みを削除させることが先決である。書き込み者が特定できない場合には、被害者本人や保護者又は学校等が掲示板の管理者やプロバイダ等に削除依頼を行う。削除依頼のタイミングは、事案の内容に応じて適切に判断する必要がある。

・事後の経過の確認

書き込みを削除できた場合でも、しばらくの間は、被害者の心のケアはもちろんのこと、その後の書き込み状況の経過を見る必要がある。



7 重大事態への対処

(1) 重大事態について

「法」第28条第1号の「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。」については、いじめを受ける児童の状況に着目して判断する。例えば、以下のようなケースが想定される。

- ・児童が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

また、第2号の「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、かほく市教育委員会又は自校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

なお、児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

(2) 重大事態発生 の 報告

重大事態が発生した場合、自校→かほく市教育委員会→金沢教育事務所→石川県教育委員会の経路で事態発生について報告する。また、かほく市教育委員会は、その事案の調査を行う主体について判断する。

(3) 重大事態の調査

ア 自校が調査主体の場合

- ・かほく市教育委員会の指導・助言のもと、速やかに自校の下に、重大事態の調査組織を設置し、質問票の使用その他の適切な方法により、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。
- ・組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める必要がある。そのため、「法」第22条に基づく「いじめ問題対策チーム」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加え、調査に当たる。
- ・調査の実施に当たっては、いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。その際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ・調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合おうとする姿勢が重要である。
- ・これまでに自校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。

イ かほく市教育委員会が調査主体の場合

- ・かほく市教育委員会の下に、速やかに公平・中立な「いじめ問題調査組織」を設置し、質問票の使用その他の適切な方法により、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。
- ・自校はかほく市教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査に協力する。

(4) 調査結果の提供及び報告

ア 調査結果の提供

- ・ かほく市教育委員会又は自校は、いじめを受けた児童及びその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供する。
- ・ 情報の提供に当たっては、関係者の個人情報に十分配慮する。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
- ・ 得られたアンケートは、いじめられた児童や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要である。

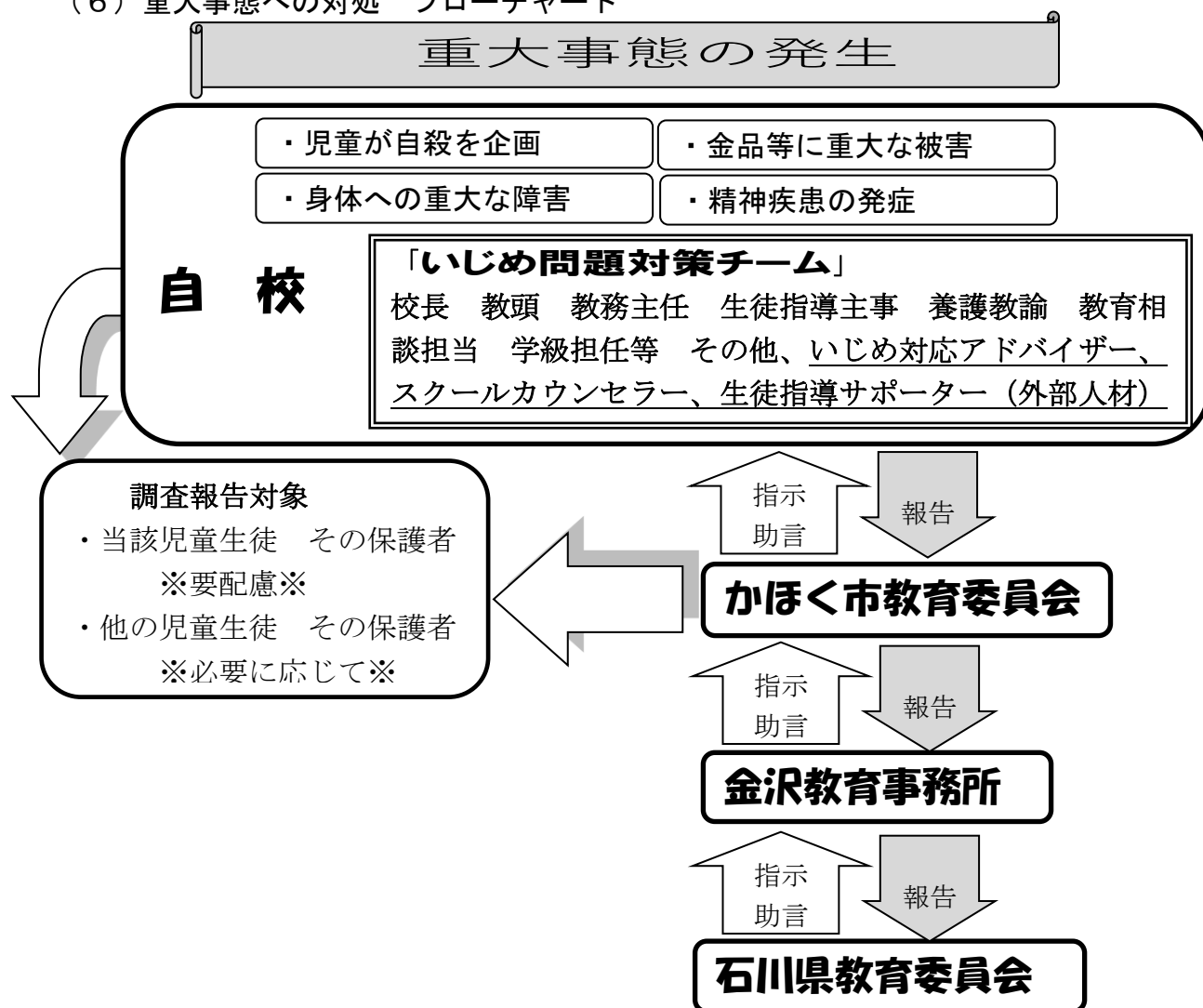
イ 調査結果の報告

- ・ 自校に係る調査結果については、自校→かほく市教育委員会→金沢教育事務所→石川県教育委員会の経路で報告する。
- ・ いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

(5) 調査結果を踏まえた必要な措置

- ・ かほく市教育委員会及び自校は、調査結果を踏まえ、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

(6) 重大事態への対処 フローチャート



8. 令和5年度 年間指導計画表									
月	生徒指導				特別活動				
	生活目標	指導事項	アンケート・面談	校内研修等	学級活動	児童会	学校行事等		
4	明るいあいさつをしよう	朝・帰りのあいさつ		生徒指導の基本方針 共通理解	一学期のめあてを考えよう	前期委員会組織作り なかよしグループ「はじめましての会」	入学式、新任式、始業式 授業参観、学年懇談会		
5	あたたかい言葉づかいをしよう	相手のことを考えた言葉づかい	ともだちアンケート	いじめ問題対策チーム会議 児童理解の会	なかよしグループで仲良くなるろう	なかよし遊び	全校集会 地域訪問 遠足、宿泊体験学習(6年)		
6	ろうか・かいだんを正しく歩こう	静かに歩く 右側歩行	ともだちアンケート i-check	いじめ問題対策チーム会議	歯を大切にしよう	なかよし遊び	全校集会 器械運動交歓会(4年) 音楽会(5年)		
7	時間を守ろう	授業準備 ベル着 とりかめり	ともだちアンケート (持ち帰り)	いじめ問題対策チーム会議 i-checkに関する校内研修	夏休みの過ごし方を考えよう	なかよし遊び	全校集会 終業式 通知表渡し		
8	規則正しい生活をしよう	早寝、早起き、朝ごはん		いじめ対応アドバイザーを招いての 校内研修			全校登校日 親子奉仕作業(PTA)		
9	進んであいさつをしよう	先生や地域の方へのあいさつ	ともだちアンケート	いじめ問題対策チーム会議	二学期のめあてを考えよう	運動会児童会種目	始業式		
10	身なりを整えよう	正しい身なりで過ごす	ともだちアンケート	いじめ問題対策チーム会議	自分や友だちのよいところを見つけよう	後期委員会組織づくり 児童集会「なかよし遠足」	全校集会 宿泊体験学習(5年) 運動会 市体育大会(6年)		
11	しせいを正しくしよう	学習の姿勢を正す	ともだちアンケート	いじめ問題対策チーム会議 いじめ対応アドバイザーを招いての 校内研修	性指導月間	なかよし遊び	全校集会 学校公開、親子コンサート (PTA)		
12	友だちのよいところを見つけよう	友だちのよさや頑張りを 見つけ、仲良く過ごす	ともだちアンケート (持ち帰り)	いじめ問題対策チーム会議	冬休みの過ごし方を考えよう		全校集会 終業式 通知表渡し		
1	だれにでもあいさつをしよう	進んで誰にでもあいさつ	ともだちアンケート	いじめ問題対策チーム会議	三学期のめあてを考えよう	なかよし遊び なわとび集会	始業式		
2	ろうか・かいだんを正しく歩こう	静かに歩く 右側歩行	ともだちアンケート	いじめ問題対策チーム会議	6年生を送る会に向けて	6年生を送る会	全校集会		
3	感謝の気持ちをもって生活しよう	お世話になった人や物に 感謝を伝え、大切に使う		いじめ問題対策チーム会議 児童理解の会(来年度に向けて)	もうすぐ〇年生	なかよし遊び(ありがとうの会)	全校集会 卒業式 修了式 離任式		
通年	いいねカードの活用、個人カードへの記録、自己肯定感や自己有用感が高まる指導の充実など eネットキャラバンなど外部講師を活用した、ネットやゲームなどの利用に関する指導、終礼での児童理解				児童が主体となった委員会活動や児童会活動、学校行事等のふり回りの充実など				

※生活目標については、児童の実態に応じて変更する場合もある。

参考資料 主な相談機関の案内

相談機関	電話番号	受付時間
24時間子供SOS相談テレホン	0120-0-78310	24時間受付
石川県こころの健康センター	076-238-5750	月～金 8:30～17:15
石川県家庭教育電話相談	076-263-1188	月～土 9:00～13:00
石川県中央児童相談所	076-223-9553	月～金 8:30～17:45
「子どもの人権110番」 (法務局)	0120-007-110	月～金 8:30～17:15
金沢法務少年支援センター (金沢少年鑑別所内)	076-222-4542	月～金 9:00～17:00
いじめ110番 (県警少年課)	0120-617-867	24時間受付
チャイルドラインいしかわ	0120-99-7777	月～土 16:00～21:00
こどものなやみごと相談 (金沢弁護士会)	076-221-0831	毎週木曜 12:30～16:30
かほく市教育センター	076-283-7170	月～金 9:00～17:00